

下松市学校給食費管理システム導入業務
公募型プロポーザル実施要項

平成27年10月

下松市教育委員会

1 目的

現在、本市では小学校全8校が自校単独調理・私会計方式で、中学校全3校がセンター一括調理・私会計方式で学校給食の提供を行っています。平成28年9月から小学校全8校の学校給食について、センター一括調理方式に切り替えることから、併せて学校給食費も市の歳入歳出予算に計上し、会計方式も公会計による管理に切り替えることとしています。

具体的には、各小学校で管理している学校給食費について、市（小学校給食センター）が児童保護者等から直接徴収し歳入予算に計上します。また、各中学校は生徒保護者等から徴収した学校給食費をセンター運営委員長口座に入金し、中学校給食センターで管理していますが、市（中学校給食センター）が生徒保護者等から直接徴収し歳入予算に計上します。

なお、公会計化は平成29年4月から実施しますが、小学校給食センターで食数及び学校給食費の管理が必要ですので、システムの稼働は平成28年8月からとします。

児童生徒教職員等、約5,200人分の口座振替データの作成と消し込み作業、食数管理、中学校給食で実施しているセレクト給食の食数管理、未収給食費債権の滞納管理等、公会計化後の学校給食費の管理業務を円滑かつ確実に実施していくことが本システムの導入の目的です。

2 一般事項

(1) 名称

下松市学校給食費管理システム導入業務公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(2) 主催者

山口県下松市（以下「本市」という。）

(3) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(4) 提案上限額（イニシャルコスト・5年間のランニングコスト）

17,100千円（税抜き・総額）

※見積金額が提案上限額を超えた場合は、失格とします。

(5) 事務局

下松市教育委員会 教育総務課 小学校給食センター準備室

〒744-8585 山口県下松市大手町三丁目3番3号

TEL：0833-45-1855 FAX：0833-45-1865

E-Mail：kyo-soumu@city.kudamatsu.lg.jp

3 参加資格

プロポーザル参加者は、以下の条件を満たす者とします。ただし、共同で参加する場合は、④、⑤及び⑥については構成員のいずれかが条件を満たしていれば足りることとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 国又は地方公共団体から競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④ 提案するシステムについて、著作権もしくは改変権を保有していること。
- ⑤ 提案するシステムの保守・運用を担う技術者が常駐する拠点を、山口県内に整備できる、又はしていること。
- ⑥ 平成 22 年度国勢調査による人口 5 万人以上の地方公共団体（市・特別区）に対し、参加表明書の提出時点から過去 10 年で、以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア 本業務と同種の学校給食費管理システム（市又は特別区が公会計により保護者等から学校給食費を一括して徴収・管理するシステムであること。私会計による学校や共同調理場単位での徴収管理を支援するシステムは含まない。）の構築・運用実績を有すること。
 - イ 上記以外の学校給食費管理に関するシステム（私会計によるものなど）の構築・運用業務の実績を有し、かつ、税金や国民健康保険料等の公金を 2 万 5 千人以上の対象者から徴収・管理する公金徴収管理システムの構築・運用実績を有すること。
- ⑦ 営業停止処分を受けていないこと。
- ⑧ 参加表明書提出期限の日以前 6 ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出していないこと（不渡りによる取引停止処分を受けた場合、処分を受けた日から 2 年を経過していることを含む。）。
- ⑨ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしていないこと。
- ⑩ 宗教活動、政治活動を主たる目的とする団体及び暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

4 プロポーザル実施スケジュール

手続き開始の公告、質問の受付開始	平成 27 年 10 月 22 日（木）
質問の受付終了	平成 27 年 11 月 4 日（水）

質問の回答期限	平成 27 年 11 月 6 日 (金)
参加表明書、提案書類等の受付開始	平成 27 年 11 月 9 日 (月)
参加表明書、提案書類等の提出期限	平成 27 年 11 月 13 日 (金)
第一次審査結果通知	平成 27 年 11 月 17 日 (火)
第二次審査	平成 27 年 11 月 24 日 (火)
第二次審査結果通知	平成 27 年 11 月下旬

5 質疑等

本要項その他関係資料の内容について質問がある場合は、下記により「質問書」(様式第 1 号)を提出してください。

質問は、手続き開始の公告(平成 27 年 10 月 22 日(木))後、随時受け取ります。

なお、質問事項が無い場合は質問書の提出は不要です。

- (1) 最終提出期限：平成 27 年 11 月 4 日(水)午後 5 時(必着)
- (2) 提出先：下松市教育委員会 教育総務課 小学校給食センター準備室
〒744-8585 山口県下松市大手町三丁目 3 番 3 号
F A X : 0833-45-1865
- (3) 提出方法：F A X (着信確認を行ってください。)
- (4) 最終回答日：平成 27 年 11 月 6 日(金)
- (5) 回答方法：随時下松市教育委員会のホームページに掲載します。
- (6) その他：競争上正当な利益を損なう恐れのある場合等、質問の内容によっては回答できない場合があります。

6 プロポーザル参加表明

プロポーザルへの参加表明は「参加表明書」(様式第 2 号)により行ってください。

- (1) 提出期限：平成 27 年 11 月 13 日(金)午後 5 時(必着)
- (2) 提出先：下松市教育委員会 教育総務課 小学校給食センター準備室
〒744-8585 山口県下松市大手町三丁目 3 番 3 号
- (3) 提出方法：持参又は郵送
(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。)

7 参加者に本市が提供する資料等

- (1) 下松市学校給食費管理システム導入業務公募型プロポーザル実施要項
- (2) 下松市学校給食費管理システム導入業務委託仕様書
- (3) 下松市学校給食費管理システム機能要求一覧(電子データ含む)

(4) 中学校給食センターにおける現在の運用の流れ

8 提出書類

提出書類の構成、部数、期限等は次のとおりとし、提出書類 1 部ごとに、左上をホチキス留めのうえ提出してください。(ファイル等の使用は不可とします。) なお、白黒、カラー印刷の別は任意とし、両面使用は不可とします。

(1) 提出書類の構成

名 称	内 容	ページ番号	備 考
企画提案書 表紙	表紙	なし	様式第 4 号
企画提案書	システム構成図、ハードウェア・ミドルウェア・ソフトウェア仕様及び概要、スケジュール、研修・保守体制等	1～9	様式第 5 号 ※別にハードウェアの仕様が記載されたカタログを 10 部提出してください。
導入実績一覧表	人口 5 万人以上の地方公共団体（市・特別区）への導入実績	10～	様式第 6 号
機能要求一覧（回答）	市の機能要求に対する回答	なし （別にあり）	※電子データについても、メールにて提出すること。
見積書	見積書は、次に掲げる費用を含むものとしてください。 ① システム導入費用 ② リース料 ③ 運用保守管理費用 ④ 研修経費 ⑤ カスタマイズ費用 機能要求一覧（回答）において、有償のカスタマイズとして費用が発生するものの合計額（税抜き）。	なし	

	※見積金額は、イニシャルコスト・5年間（60ヶ月）のランニングコストの総額（税抜き）で作成してください。		
--	--	--	--

- (2) 提出部数：10部（原本1部、副本9部）
- (3) 提出期限：平成27年11月13日（金）午後5時必着
- (4) 提出先：下松市教育委員会 教育総務課 小学校給食センター準備室
〒744-8585 山口県下松市大手町三丁目3番3号
E-Mail：kyo-soumu@city.kudamatsu.lg.jp
- (5) 提出方法：持参又は郵送
※機能要求一覧（回答）は電子データも必要
（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

9 審査

プロポーザルに係る審査は、「下松市学校給食費管理システム導入業務公募型プロポーザル審査委員会」が行い、当該委員会で定めた審査基準に基づき、第一次審査（書類審査）及び第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）を行い、最優秀提案者を決定します。詳細は次のとおりです。

(1) 評価項目等

評価項目	評価の観点	評価方法
ア 導入実績 (10点)	・他の地方公共団体への導入実績	様式第6号の審査
イ 提案内容の的確性 (30点)	・ハードウェア、ミドルウェア、ソフトウェア ・スケジュール ・機能要求に対する満足度	様式第4、5号及び要求仕様書の回答に対する審査
ウ 操作性・連携 (15点)	・システムの操作性 ・他システムとの連携	様式第4、5号
エ 研修・保守体制 (15点)	・市職員に対する研修 ・システム稼働後の保守体制	様式第4、5号
オ コスト (30点)	・見積金額	見積書の審査

(2) 第一次審査結果通知

参加表明書及び提出書類に関する審査を行い、参加表明書を提出した者に

審査結果を書面で通知します。

- ・通知日：平成 27 年 11 月 17 日（火）

（3）第二次審査

提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリング審査を行います。プレゼンテーション及びヒアリングに係る時間は、1 者につき 45 分以内（準備 5 分、説明 20 分、質疑応答 20 分）とする予定です。

- ・実施日：平成 27 年 11 月 24 日（火）
- ・会場：下松市役所 4 階 庁議室（予定）
- ・出席者：説明者は、実際に担当する予定者の中から 4 名以内とします。
- ・その他：

- ① 時間、使用できる機器その他詳細については別途お知らせします。
- ② プレゼンテーション及びヒアリングは、提出書類を基に行い、追加の提案及び資料配布は禁止します。ただし、提出書類を基にしたパワーポイントを用いての説明は可とします。また、テスト機を使ってのシステムのデモンストレーションも可とします。
- ③ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とします。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、参加表明書の提出順とします。

（4）第二次審査結果通知

第二次審査に参加する者全てに選定又は非選定を書面で通知します。ただし、選定された場合でも、提案内容の履行を補償するものではありません。

なお、選定結果に関する一切の異議等は受け付けません。

10 最優秀提案者の取扱い

- （1）最優秀提案者を本業務の契約候補者とします。
- （2）契約に当たっては、選定された提案内容を基に細部について、市と打合せを行うこととします。
- （3）その他疑義が生じた場合は、本市、契約候補者で協議の上、解決することとします。

11 提出書類の取扱い

- （1）提出書類その他関係書類は返却しません。
- （2）提出書類は、企画提案の選定以外に無断で使用しないものとします。
- （3）提出書類は、公正性、透明性を期すために、関係規定等に基づき公開することがあります。
- （4）提出書類は、企画提案の選定を行うために必要な範囲及び公開等のため

に複製を作成することがあります。

- (5) 提出書類の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

12 経費の負担

プロポーザル参加に伴う一切の費用は、参加者の負担とします。

13 失格

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合があります。

- ① 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ② 本要項で規定する提出書類の作成様式及び記載上の留意事項として示された条件に適合しない場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ④ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ⑤ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- ⑥ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
- ⑦ プロポーザルに関してプロポーザル審査委員との接触があった場合
- ⑧ 第二次審査に出席しなかった場合（指定された時間に遅れた場合を含む。）
- ⑨ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか本要項に違反すると認められる場合

14 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ① 言語：日本語
- ② 通貨：日本国通貨

- (2) 提出書類の作成にあたっては、専門用語の使用を極力避け、やむなく使用する場合は、注釈等で用語の説明を入れてください。

- (3) 提出書類の作成のために本市が配布した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

- (4) プロポーザルは最適な委託業者の選定を目的に実施するものであり、契約内容については、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

- (5) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」（任意様式）を提出してください。

- (6) 提出書類の提出は、1者につき1案のみとします。

- (7) 提出後の提出書類の訂正、差換え等は一切認めません。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とします。
- (9) 参加表明書の提出から契約締結までの手続き期間中に指名停止となった場合は、以後のプロポーザルに関する手続きの参加資格を失うものとします。
また、契約候補者として選定されている場合は、次順位の者と以降の手続きを行います。
- (10) 参加者が1者の場合は、プロポーザルを不成立とし、条件等の見直しのうえ、再公募する場合があります。
- (11) 手続開始の公告日から平成27年11月13日(木)までの間、プロポーザルに係る下松市役所4階マシン室への入場、見学を許可します。入場、見学を希望する場合は、事前に教育委員会教育総務課に申し出てください。